

# 西播磨水道企業団郵便応募型一般競争入札実施要綱

(平成19年6月25日訓令第11号)

改正 平成21年2月27日訓令第6号 平成21年3月27日訓令第12号

## (趣旨)

第1条 この要綱は、西播磨水道企業団郵便応募型一般競争入札（以下「郵便応募型入札」という。）の実施に関し、西播磨水道企業団の契約に関する規程（昭和48年管理規程第25号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この要綱において「郵便応募型入札」とは、西播磨水道企業団（以下「企業団」という。）が発注する建設工事入札の実施に当たり、企業団の競争入札参加資格者名簿（以下「参加資格者名簿」という。）に登録されている者で、西播磨水道企業団建設工事競争入札参加者基準に関する要綱（平成16年訓令第1号）に基づき、建設工事ごとに定める入札参加資格を有するもののすべてを当該入札に参加させる方式の競争入札をいう。

## (対象工事)

第3条 郵便応募型入札は、企業長が必要と認める建設工事を対象とする。

## (入札参加資格)

第4条 郵便応募型入札に参加できる者は、参加資格者名簿に登録されている者のうち、西播磨水道企業団の給水区域に本店を有するもの（以下「給水区域内業者」という。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、特殊工事、大規模工事その他高度な技術を要する工事であって、当該工事について入札参加基準に該当する給水区域内業者の登録数が少なく、競争性を保てないとき、その他特別な事情があるときは、参加資格者名簿に登録されている者のうち、給水区域内に支店、営業所等を有し、かつ、参加資格者名簿に当該支店、営業所等に契約締結権限を委任する旨の登録を行っている者を郵便応募型入札に参加させることができる。

3 前項の規定によっても入札参加者の確保ができないと見込まれるときは、参加資格者名簿に登録されている者のうち、前2項に定める以外の者を郵便応募型入札に参加させることができる。

## (入札参加者の公募)

第5条 郵便応募型入札における入札参加者の公募は、工事名、入札参加資格、開札の日時及び場所、契約条件等（以下これらを「募集情報」という。）を次に掲げる方法で公表することにより行うものとする。

- (1) 企業団のホームページへの掲載
- (2) 契約担当課における閲覧

2 公表日は、原則として毎月第2及び第4火曜日とする。ただし、その日が西播磨水道企業団の休日を定める条例（平成元年条例第5号）に規定する休日であるときは、当該休日の翌日とする。

## (入札への参加申込み等)

第6条 郵便応募型入札に参加しようとする者（以下「入札参加希望者」という。）は、西播磨水道企業団郵便応募型一般競争入札参加申込書（様式第1号）に次の各号に掲げるすべて

の書類を添付して募集情報に定められた期限（以下「指定期限」という。）までに企業長に提出しなければならない。

- (1) 入札書
- (2) 積算内訳書
- (3) 設計図書等購入申込書兼同販売証明書
- (4) 前3号に掲げるもののほか、企業長が必要と認める書類

2 前項に定める書類を提出する場合には、入札書を任意の封筒に封入封かんした上で、企業長が指定する専用封筒を使用し、一般書留(簡易書留及び特定記録を除く。)により郵送しなければならない。この場合において、当該書留は、相生郵便局留め置きとしなければならない。

#### (資格審査)

第7条 企業長は、前条に規定する入札参加申込みを行った者（以下「申込者」という。）について、入札参加資格の有無を開札前に審査の上、決定する。

#### (無効とする参加申込み及び入札)

第8条 無効とする参加申込み及び入札は、別に定める。

#### (郵便応募型入札の中止等)

第9条 企業長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該工事に係る郵便応募型入札を中止することができる。

- (1) 申込者がいないとき、又は第7条に規定する審査の結果、入札参加資格を有する者がいないとき。
- (2) 天災等により入札執行ができないとき(企業長が延期を認める場合を除く。)
- (3) その他企業長が特に必要と認めるとき。

2 前項第1号の規定により郵便応募型入札が中止となった場合は、当該入札の申込者以外の者と随意契約を行うことができる。

#### (設計図書等)

第10条 郵便応募型入札に係る設計図書等の購入費用は、入札参加希望者の負担とする。

#### (質疑応答)

第11条 申込者は、募集情報に定める日までに、契約担当課に対してファクシミリで設計図書に関する質問をすることができる。

2 前項の質問に対する回答は、企業団のホームページに掲載するとともに、契約担当課において閲覧に供する。

#### (開札)

第12条 企業長は、指定期限までに第6条に規定する方法により提出された入札書を、当該工事の入札参加者(当該工事の入札参加者の代理人を含む。)又は当該入札事務を直接担当していない企業団の職員を立ち会わせて、募集情報に定めた日時に開札する。

#### (入札結果の公表)

第13条 企業長は、開札後、第5条第1項の規定に準じ、建設工事ごとの落札者及び落札金額等を公表するものとする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、企業長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成19年7月1日から施行する。

附 則(平成21年2月27日訓令第6号)

この訓令は、平成21年3月1日から施行する。

附 則(平成21年3月27日訓令第12号)

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。